

学校いじめ防止基本方針

外海黒崎小学校いじめ防止基本方針（令和7年度）

学校は、目を輝かせて学び、心身を鍛え、心豊かな子どもを育てる場です。そして、子どもはそれぞれがかけがえのない存在であり、社会の宝であり未来の希望です。子どもは、自らを大切にし、ひとりの人間として心も体も大切にされなければなりません。その大切な子どもたちの心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に取り組んでいます。

（いじめの定義）いじめ防止対策推進法第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの重大事態）

（1）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席（停止・忌引きは除く）が続く場合は市教委へ報告する。

※土日を除いて5日間連続で病気による欠席が続いた場合は家庭訪問を実施することがある。

③その他の場合

- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
- ※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

（2）重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。・学校→教育委員会→市長

（3）調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

【めざす児童像】

○進んで学ぶ子ども「じぶんから」 ○思いやりのある子ども「みんなと」 ○やりぬく子ども「いっしょうけんめい」

いじめ対策委員会

- 学校内においては、校長の指導の下、教頭・生活指導主任・特別支援コーディネーター、養護教諭及び当該学級担任で構成する。
- いじめ防止に向けた取組については、生活指導主任が中心となって立案する。
- 月に1回の児童理解研修会を全職員で開催し、学級における子どもの生活状況や交友関係など、共通理解事項について話し合う。

専門家・外部関係者

- いじめの状況等を踏まえ、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

PTA・地域・学校運営協議会との連携

- 懇談会やホームページ等により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 学習や行事に地域の方々をお呼びし、子どもたちの顔と名前を覚えてもらうようにする。
- 学校運営協議会において、情報の共有や見守りの啓発を行う。

児童会

- いじめを「しない・させない・許さない」取組、違いや互いの良さを認め合う活動を進め、楽しい学校生活を築く。

関係機関との連携

- 校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備するとともに、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の活用を図る。

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等） 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

年間計画

月	内 容	月	内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解及び児童・保護者等への周知 児童理解研修会 なかよしアンケート 学級懇談会 育友会総会	10	児童理解研修会 なかよしアンケート
5	児童理解研修会 なかよしアンケート 第1回学校運営協議会	11	児童理解研修会 なかよしアンケート 第3回学校運営協議会
6	教育週間（道徳授業公開） 児童理解研修会 なかよしアンケート 宿泊体験学習（5・6年生）	12	人権週間 児童理解研修会 学期末なかよしアンケート（ヤングケアラーに関する調査を含む） 学校警察連絡協議会 学校評価
7	保護者面談 児童理解研修会 平和学習ワークショップ 学期末なかよしアンケート（ヤングケアラーに関する調査を含む） 平和集会	1	児童理解研修会 なかよしアンケート 薬物乱用防止教室（5・6年生）
8		2	児童理解研修会 なかよしアンケート 学級懇談会 入学説明会 学校評価検証・分析・改善策検討 第4回学校運営協議会
9	児童理解研修会 なかよしアンケート 学級懇談会 第2回学校運営協議会	3	児童理解研修会 学期末なかよしアンケート（ヤングケアラーに関する調査を含む） 引継ぎシート作成 卒業生引継ぎ・情報共有

いじめのチェックリスト

○いじめられている子どもが発するサイン

①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。（いわゆる使い走りではないか？）
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

○いじめている子どもが家庭で出すサイン

- ☐買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- ☐お金の使い方が荒くなる。
- ☐学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。
- ☐洗わなければいけない体操服を持ってこない。（他人のものを借りて使っている。）

いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
外海黒崎小学校「いじめ相談窓口」	0959-25-0008	8:15～16:45（月～金）
長崎市こども相談センター	095-829-1122	8:45～17:30（月～金）
長崎県警本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45（月～金）
子供 SOS ダイアル（文部科学省）	0120-0-78310	24時間
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
子どもの人権110番（法務局）	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）